

日本年金機構運営評議会（第13回）議事要旨

1. 開催日時 平成25年2月14日（月）15時～17時
2. 場 所 日本年金機構本部4階第2会議室
3. 出席委員 菊池座長代理、大槻委員、福田委員、牧嶋委員、山本委員、横山委員、佐藤代理委員（市川委員代理）（7名）

4. 議題

- ① 平成25年度計画（案）について
- ② その他

5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

〔議題①関係〕

- 社会保険労務士会に委託している「年金記録問題相談窓口ブース」委託を「一般年金相談窓口ブース」への委託に段階的に転換するとはどういうことか。
- 社会保険労務士会には記録問題でご協力いただき、「年金記録問題相談窓口ブース」に入っていたが、記録問題も山場を超え、稼働率は下がってきている。しかし、これは大きな資源であるから、社労士会と連携して、今後は一般相談に活かしていきたいということ。これまでのところ、おおむね順調にシフトしてきている。
- 「一般管理費（人件費を除く。）」については12%、業務経費については4%削減することだが、額にしてどれほどか。
- 額にすると、一般管理費（人件費を除く。）の12%は約21億円、業務経費（記録問題対策経費等を除く。）の4%は約28億円である。
- 記録問題はどのような対応状況か。
- 25年度は、記録問題は4年目を迎えるが、各種便の処理は順調であり、また、基金記録との突合などの取組も行ってきた。今後は紙コン突合の職員の工程に力を入れていくことになる。
- 内部資格認定試験を平成24年度より開始したとあるが、内部資格は正式にはどのような名称か。
- 平成23年12月にeラーニングという職員向け通信研修が開講し、現在は基礎課程・

応用課程があるが、25年度中に指導者養成課程を始める予定。内部資格認定試験は、eラーニングの内容に連動して実施しており、内部資格は「年金実務1級」「年金実務2級」という名称である。今後は昇格要件として勘案することになる。

- ワークライフバランスの推進について、記述が重複しているのではないかと。また、「過重労働者」は存在するのか。
- ワークライフバランスの推進については、300人以上の企業は計画を作って提出しなければならないので、それを分けて記述した。過重労働については、36協定に基づき、時間外労働の上限は、本部では90時間、現場では60時間の中で管理しているが、たとえば本部で80時間を超える職員に対しては、本部が指名して健康診断を受診させることを考えている。
- 記録問題は中期計画の最終年度である25年度で一応区切りをつけるという理解で良いか。記録問題は、1件も残さず解明できるということはないのだから、26年度以降は照会の都度対応するなどして、費用対効果も考え、けじめをつけて取り組むべきである。
- 記録問題の終了について、機構では最終的な判断はできないが、4年間集中的に取り組むつもりでやってきており、大きな取組には区切りをつけたい。たとえば紙コン突合では、事業者の工程は順調に進んでおり、あとは職員が担当する該当した御本人への通知を来年3月末までに終えたいと考えている。また、各種便の送付等こちらからやれることはやってきたので、あとは御本人から申し出ていただくことにより、記録解明に結びつけていきたい。「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を行い、関係団体やプレス等に広く呼びかけるということを、この1年やっていく。26年度以降は、通常業務として適切に対応していく。
- 基幹業務の取組について「本格的な取組強化」とあるが、抜本的な新しい対策があるのか。
- 新しいツールがあるわけではないが、国民年金の収納対策や厚生年金の適用対策については特に取組を強化しなければならず、25年度計画を受けて、目標達成に向けて行動計画を作ることになる。
- 国民年金の現年度納付率は、毎年60%プラスアルファを目標に掲げているが、毎年、前年比でマイナスとなっている。そのような状況であるにもかかわらず、25年度はさらに前年比で高い目標になると思うが、何か良い対策があつてのことか。
- 現年度納付率は2年続けて下がっており、厳しい状況である。現段階では、今年度は、現年度納付率と過年度納付率の両方、昨年度を若干超える可能性もあり、注意して見ている。最終納付率の目標は、24年度が22年度現年度納付率プラス5.5%だったのに対し、25年度は23年度現年度納付率プラス6.5%となる。現年度納付率についても、60%を

超えることが至上命題となる。高い目標ではあるが、国民年金の収納対策は、自分たちで取りに行くのではなく、事業者と連携してやっていくという仕組みになっている。事業者とうまく連携がとれている事例を取り上げ、分析し、全国に展開することを考えている。未納者の属性に合わせた具体策を行動計画で示したい。

○ 24年度の現年度納付率はどのくらいになると見込んでいるのか。

● 11月末で55.87%であり、前年比▲0.7ポイントとなっている。しかし、伸び率の傾斜は去年より急であるから、年度末に向けてさらなる上乘せを目指し、現場と一丸となって取り組んでいきたい。

○ 現年度納付率について「60%台に回復するとともに更なる改善を目指す」とあるが、以前から申し上げているとおり、公的年金に対する国民の不信感を払拭しなければ、数字は上がらない。納付率の低下で年金制度は破綻するといった報道や、公的年金を積み立て方式であるかのように書いた誤った報道も見られ、一般国民は保険料を払っても損をすると思っている。こうした不信・誤解を取り除く強力な広報活動が必要ではないか。

● 国民年金は、若年層の収納率をどう上げていくかが重要な課題であり、機構では高校や大学に出向いて年金制度の周知を図っている。そのためのパンフレットを作っているが、24年度は予算の関係で十分に供給できなかった。25年度は、年金局とも相談して内容を拡充したものを増刷する予定である。また、年金局は、文科省と連携して教育機関で年金も含めた社会保障全般の教育に取り組んでいるほか、社労士会にも協力していただき、高校などで年金や医療保険の説明をするというモデル事業も始めた。こうした取組がどれほどの効果が出るのかはわからないが、機構としても最大限の努力をしていきたい。

● 国民年金の収納率については、委員のご指摘のとおりである。機構としてやるべきことはやってきていると承知している。未納者は大量にいるため、納めていただけそうな人はどこにいるのか、まずはセグメントしなければならないが、最大の課題は広報であると考えている。未納者は900万人いるが、収納率を1%上げるためには、月数にして160万月、人数にして10万人強が納付すればよい計算になる。その対象をセグメントした上でどうアプローチしていくか、人・モノ・カネの配分も含め、仕組みとして作る必要がある。現在は、市場化テストという条件の下、事業者を効果的に稼働させる仕組みを再構築するための議論をしているところ。また、国民年金の収納率向上は、記録問題の解決とともに組織の最重要課題であるから、そういった意味で「本格的な」という文言を計画に入れている。60%を達成するのは難しいが、目標として取り組んでいる。民間的手法を用いて、説得するということを、まずやっていく。

○ 戸別訪問等従来の対応では限界があるのではないか。収納率が上がらない最大の理由は、経済的理由であるが、次いで公的年金に対する不信感があり、これは年々増してきている。誤解・不信感を払拭するため、もっとお金をかけて広報するべきである。仕分けで年金広

報の予算が取れなくなったのは全く理解できない。

- 仕分けは機構発足前に行われたが、今までは、このために年金記録と年金広報の予算要求が出来なかった。しかし、「知っておきたい年金の話」のパンフレットをつくるなど、実質的な広報は行ってきた。25年度は広報にもっと力を入れていきたい。現在は、年金教育は大切であるという流れがあるが、平成23年の運営評議会提言は、この流れのよすがの一つとなっている。
- 運営評議会としては、必要なことは発信していきたい。
- 国民年金の届出勧奨は、20歳の次は34歳となっているが、14年空くことになる。大学卒業後、就職せず年金制度に加入しない人も多いので、20代後半の中間年齢で加入勧奨してはどうか。
- 今は20歳になると住基ネットに登録されるので、そのデータに基づき加入勧奨を行っており、届出がなければ職権で手帳を送付している。34歳であれば、60歳までの25年間納付すれば受給権が発生し、44歳であれば、任意加入も入れて70歳で受給権が発生するため、届出勧奨を行っている。中間年齢でのアプローチとしては、免除や猶予の届出勧奨が考えられる。
- 適用されているが未納となっているケースでは、定期便は送られるので、その中で免除や猶予の勧奨していくことはできる。対象が若年層であるから、大学と連携し、インターネットやスマートフォンなどのツールを利用していきたい。機構のHPも内容をより拡充していく必要がある。
- 公的年金のメリットを強調して発信していただきたい。
- 最近の若い方については、認定により適用されるので、中間年齢での加入勧奨を行う必要はない。なお、その後の免除申請や納付勧奨は、市場化の事業者が担当している。
- 資格期間が10年に短縮されれば、届出勧奨のあり方も変わってくるので、対応が必要になる。
- その場合、加入期間10年なら、年金額も4分の1になることをきちんと周知しなければならない。
- 「基礎年金番号が未記載の資格取得届」に対する取組はどのような意味があるのか。
- 新規で厚生年金の被保険者資格を取得した際、資格取得届に基礎年金番号が未記載だった場合、基礎年金番号の重複付番解消のため、「仮基礎年金番号」を付番した上で、基礎

年金番号の確認を行うこととした。

- 従来からある問題とどこが違うのか。
- 今までは、氏名、生年月日、性別が一致する基礎年金番号があれば、疑重複整理により管理していたが、これからは「仮基礎年金番号」で管理する。
- 今までは、健康保険証の早期発行を優先し、そのような取り扱いをしていたが、去年秋から、資格取得時の本人確認を強化している。
- 昨年、偽名で健康保険証が発行されていたケースが報道されたが、これを受けて、事業主経由で本人確認を徹底することとした。その上で、基礎年金番号が未記載であれば、「仮基礎年金番号」を付番し、番号調査をする。
- 後になって年金記録に不備が生じないように、しっかりやっていただきたい。また、年金記録に関しては、従業員は給与から保険料が控除されているのに、事業所が国に納付していないケースもあると思うが、被保険者にはどういう対応をしているのか。
- 厚生年金保険法では、被保険者保護は手厚く、年金権を付与する保護規定がある。したがって、事業主が納付義務を履行していない場合は、機構と事業主の関係で、滞納処分を行うことになる。実際の報酬が50万円なのに事業主が機構へ20万円と届け出ているケースなどは、今は従業員本人への定期便があるので、早い段階で判明する。
- 記録に問題があれば、第三者委員会に申し立てできる。
- 社会保険料を安くできるといったセミナーなどが実際に行われているが、機構では把握しているのか。こういった指南が虚偽の届出につながっている。
- 情報提供はあるが、非合法とまではいかない内容もある。
- 雇用延長のとき、定例の給与を退職金にまわすことなどは合法である。
- 本来毎月払うものであれば、保険料が賦課されるべきではないか。
- 退職金として積むなら問題はないことになる。
- 主婦年金法案が出されるが、もし成立した場合、25年度から対応を開始するのか。
- 対応については25年度計画に予定として盛り込んでおり、閣議決定したら正式に計画に位置づける。

- 物価スライド特例水準の解消で年金額が下がることになるが、問い合わせの大幅な増加が見込まれる。対応する職員が経験の少ない若い職員だと負担がかかるのではないかと。相談対応のあり方を検討すべき。また、キャンペーンも始まり、相談は増えると思うが、人員体制の確保については計画に包含されているのか。あわせて、キャンペーンによる問い合わせ件数も報告していただきたい。
- マイナス改定については、10月分から適用され12月支払から影響が出るが、多くの受給者にとって想定してこなかった突然の減額となる。理解を求めるため、事前の広報と相談体制の強化が必要になる。
- 特例水準の解消は制度改正事項であるから、本来は年金局が周知をはかるべきである。機構としては、毎年6月に送付している年一通知で事前に知らせるなど、対応を検討したい。キャンペーンについては、先般訪問した事務所では4～5件の相談が来ていると聞いている。記録が見つかるかもしれないと期待しすぎてしまう傾向も見られ、クレームにつながる恐れもあるが、やれることはやらなければならない。現場には負担をかける1年になるが、相談はまずインターネットに誘導していくなどの工夫をして、機構全体で一体となって取り組んでいく。
- さまざまな問い合わせがあると思う。当方にも、厳しい意見が来ている。人員体制の整備や教育訓練をしっかりとっていただきたい。また、ネットに誘導するといっても、今の受給者世代は難しいのではないかと。映画館などシニア世代が多い施設で文字媒体の周知・広報を行ってはどうか。
- コストベネフィットの点で、検討を要する。

〔運営評議会提言〕

本会議に先立ち、前回会議で「年金制度改正への対応」について報告があり、円滑な施行のためには体制の整備が必要であるとの認識が委員の間で共有されたことを受け、岩村座長より、運営評議会として理事長に提言を行いたいとの提案があった。

提言の内容については、以下のような意見があったが、提言を取りまとめること並びにその基本的内容について了承された。なお、細部の文言調整や公表その他の取り扱いについては、菊池座長代理に一任され、最終的に別添の「提言」が取りまとめられた。

- 大きな制度改正になることから、円滑な施行のための人員体制等が心配される。
- 提言の内容について異論はない。ただ、制度改正の施行は、機構が中核となっていくものであり、本来は、厚労省が機構に円滑な施行を要請するものではないか。このように、機

構が厚労省に要請しなければならないこと自体が問題である。

- 理事長に対してではなく、厚労省や厚労大臣に対して提言を行うべきではないか。
- マイナス改定なども、厚労省が広報するべきである。機構が年金を減らしていると誤解している人もいる。
- この提言は運営評議会委員全員の強い総意であると伝えていただいて構わない。
- 制度改正への対応で職員に負荷がかかることが懸念されるため、ワークライフバランスについてもあわせて申入れしていただきたいが、提言の趣旨にはなじまないため、文言として加えることはできないが、意味として含めるということにしたい。

(以上)

平成25年 2月14日

日本年金機構

理事長 水島 藤一郎 殿

日本年金機構運営評議会

座長 岩村 正彦

年金制度改革への対応について (提言)

今般の社会保障・税の一体改革の一環として、平成26年から平成27年にかけて、大きな年金制度改革の施行が予定されることとなった。

これらの改正は、国民生活に大きな影響を与えるものであり、また、改正規模・範囲も従来になく大きなものであることから、円滑な実施のためには、十分な準備をもって、万全の体制で臨む必要がある。

機構においても、施行準備に十分な努力を払うことは当然であるが、制度施行は機構の努力のみで実現できず、厚生労働省の連携、協力がなければ為しえない。そこで、以下の事項が推進されるよう、厚生労働省への働きかけも含め、日本年金機構運営評議会として提言する。

記

1. 制度改革を円滑に進めるための事務処理フローの作成やシステム開発などの準備が必要となることから、細部を含めた制度内容を早急に確定すること。
2. 制度改革の施行に必要な機構の人員及び予算を確実に確保すること。
3. 被用者年金制度の一元化については、日本年金機構ほか、各共済組合等が厚生年金事業の実施機関として、記録管理や年金支払いを行うことになるなど、各共済組合等との情報連携や調整を円滑に行う必要があることから、これら基盤の整備に向けて関係各省と十分な連携、協力を図ること。
4. 円滑な制度施行に向け、市町村等関係機関との協力体制を確保すること。
5. 制度改革の内容を正しく理解していただき、新たな給付を受ける権利が確実に活かされるよう、国民の皆様へ年金制度改革の周知を図ること。

以上